

マンホール鉄蓋(φ600)取替工事特記仕様書

第 1 節 総 則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、甲府市上下水道局が管理するマンホール鉄蓋の取替工事に適用する。

- (1) 本特記仕様書の記述が各仕様書と重複、あるいは異なる場合は、本特記仕様書を優先する。
- (2) 設計図書等に記載された事項は、本特記仕様書に優先する。
- (3) 本特記仕様書に定めのないものについては、監督員と協議し、指示に従うこと。

第 2 節 施 工 材 料

1. マンホール蓋

マンホール鉄蓋は、「甲府市型グラウンドマンホール(φ600)仕様書【標準型・雨水浸入防止型】」に適合する製品を用いなければならない。なお、使用区分については発注者の指示によること。

2. 高さ調整部材

高さ調整部材は、日本下水道協会規格「JSWAS G-4 (下水道用鋳鉄製マンホールふた) 参考資料 2」を遵守し受枠変形防止機能製品を 3 箇所すべてに使用すること。また、既設のアンカーボルト及びレベル高さ調整部材の再利用を可能にするため保護部材を使用すること。高さ調整部材については受枠防止変形防止機能確認のため、製品性能証明書を提出すること。

◆高さ調整部材

項 目	規格値
受枠変形防止性確認試験	変形量 0.2mm 以下

3. 調整モルタル

調整モルタルは、日本下水道協会規格「JSWAS G-4 (下水道用鋳鉄製マンホールふた) 参考資料 2」を遵守し、無収縮流動性モルタルを使用すること。また、概ね 1.5 時間(攪拌から交通開放までの時間)内に圧縮強度が 9.8N/mm² 以上になることが資料等にて明記されている材料を使用すること。

◆無収縮流動性モルタル

項 目	規格値
圧縮強度 (N/mm ²)	9.8N/mm ² 以上
収縮・膨張性	収縮しないこと

第 3 節 施 工 要 領

1. 運搬及び保管

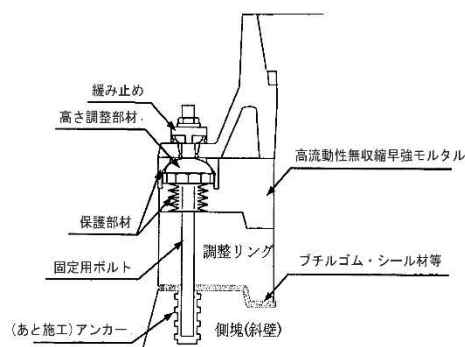
(1) 運搬

蓋及び枠は、車両による運搬、積降ろしには十分注意をはらい、また、衝撃を与えるような粗雑な取り扱いはしないこと。

(2) 保管

保管は整理、整とんに留意し、積置きにあたっては、転倒、ずれ落ちなどのないようになさなければならない。また、屋外に保管、仮置きするときは、シートなどで覆い、錆の発生などを防ぐこと。

2. 設置・取替え



(参考図)

(1) インサートナットの状態の確認

マンホール上部壁上面にインサートナットがある場合は、ボルトのぐらつきがないことを確認する。インサートナットに取り付けたボルトがぐらついている場合又はマンホール上部壁上面にインサートナットがない場合は、あと施工アンカーの取付けを行うこと。

(2) 枠とマンホール上部壁とのボルトの緊結

ボルトはぐらつきがないようにインサートナットに取り付け、緩みの無いように締め付けること。

(3) 位置決め

蓋の方向性（マーク、デザイン、開閉作業等）を考慮し、設置方向を決めること。

(4) 高さの調整

路面高さと枠の高さの整合性は、ボルト取付け箇所全てに高さ調整部材を取付けて調整を行うこと。調整は、車両及び歩行者の通行に障害を与える段差がないように高さの調整を行うこと。なお、急傾斜地で、枠を大きく傾けた場合に、枠の最も低い位置のフランジ外周部がマンホール上部壁に干渉しないように調整すること。

(5) 調整リングの設置

調整リングを設置する場合は、調整リングのがたつき及び目地部からの浸入水防止のため、上部壁上面及び調整リングとの接合部には接合材等を塗布すること。

(6) ナットの締付け

枠の揺動がないように、ナットをスパナ等で緩まないように締め込むこと。

(7) 型枠の装着

枠の内側及び外側に型枠を装着させる。すき間などが生じているとモルタルが漏れるため、すき間がないように十分に型枠を密着させること。

(8) 無収縮流動性モルタルの充填

所定の水を計量し、水とモルタルを攪拌機で十分に混練する。混練後、速やかに無収縮流動性モルタルをアンカー穴から高さ調整部分に流し込むこと。また、すべてのアンカー穴からモルタルが溢れ出た状態により、全体に充填されたことを確認すること。

(9) 型枠の脱型

無収縮流動性モルタルの硬化を確認後、型枠の脱型を行うこと。

3. 蓋の取付け及び据付け後の確認

蓋を取付ける時は、蓋の外周、枠の内周及びそれぞれの底面をよく清掃、確認してから行い蓋を取付け後、開閉機能等を確認すること。

4. 舗装

アスファルト舗装等が蓋と枠とのすき間や表面に付着したり、開閉器具用穴及びこじり穴をふさいだり、あるいは表面の塗装がはく離したりすることのないように十分注意すること。また、蓋と枠の損傷防止のため、重機などが蓋と枠に接触しないよう注意すること。特に、枠周辺は段差が生じないよう、均等に十分な転圧を行い、所定の舗装高さと枠高を整合させること。

第 4 節 写 真 管 理

1. 撮影内容

請負者は、建設工事必携に記載された写真管理の他に以下の施工状況が確認できる写真とマンホール全景がわかる写真を施工箇所全てにおいて撮影し提出すること。

- (1) ボルト取付け箇所全てに高さ調整部材及び保護部材が設置されていること。
- (2) 無収縮流動性モルタルが、調整部全体にすき間無く充填されていること。

第 5 節 そ の 他

1. 疑義

既設マンホールの状況等により、以上の事項に該当しない疑義が生じた場合には、双方で協議し決定するものとする。